

京都市告示第 328 号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成22年12月15日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
明治国際医療大学附属洛西クリニック	西京区大原野東境谷町2丁目4番地 京都エミナース6階	平成22年 11月24日
アポロ薬局 吉祥院店	南区吉祥院西ノ内町18番地	平成22年 11月1日
快天堂薬局	左京区田中大久保町11番地 レーヴシマムラ1階	平成22年 11月1日
訪問看護ステーションアドナース	西京区山田車塚町6番地の1 フォレ・クレール407号	平成22年 11月1日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）